

〈つくば〉教育カードローン・カード規定

1. (ローンカードの利用)

つくば教育カードローン・カード(以下「ローンカード」という)は次の取引に利用することができます。

- (1) 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払事務を提携した金融機関(以下「提携銀行」という)、の現金自動支払機(自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という)を使用してカードローン口座から当座貸越借入金の払出しをする場合(以下「払出し」という)。
- (2) 当行の自動預金入金支払機(以下「預金機」という)を使用してカードローン口座の当座貸越借入金を任意返済する場合(以下「返済」という)。
- (3) 当行所定の預金機を使用して払出金額を他の預金等に振替える場合(以下「振替え」という)。
- (4) 当行所定の振込機能付自動預金入金支払機(以下「振込機」という)を使用して払出金額を振込む場合(以下「振込み」という)。

2. (利用手数料)

- (1) 当行の支払機を使用して払出しをする場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料(以下「手数料」という)を支払ってください。
この手数料は、払出しに、当行所定の請求書なしでカードローン口座から自動的に引落します。
- (2) 提携銀行の支払機を使用して払出しをする場合に、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対し手数料を支払ってください。
この手数料は、払出しに、当行所定の請求書なしでカードローン口座から自動引落しのうえ、当行から提携銀行に支払います。
- (3) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。
この振込手数料は、払出しに当行所定の請求書なしで、カードローン口座から自動的に引落します。

3. (支払機による払出し)

- (1) 支払機を使用して払出しをするときは、支払機にローンカードを挿入して届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合、当行所定の請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払出しは、支払機の機種により1千円または1万円単位とします。
- (3) 当行の支払機を使用して払出す場合、1回あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 提携銀行の支払機を使用して払出す場合、1回あたりの払出しはその提携銀行が定めた金額の範囲内とし、1日あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (5) 当行もしくは提携銀行の支払機により払出しをする場合に、払出金額と前記2による手数料金額の合計額が貸越極度額を超えるときは払出しができません。

4. (預金機による振替え)

- (1) 預金機により振替えるときは、預金機にローンカードおよび振替先口座の通帳を挿入し届出の暗証と振替金額等をボタンにより操作してください。
この場合、当行所定の請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預金機により振替えるとき、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

5. (振込機による振込み)

- (1) 振込機により振込むときは、振込機にカードおよび振込明細帳を挿入し、届出の暗証と振込金額等をボタンにより操作してください。
この場合、当行所定の請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振込機により振込むとき、1回あたりの振込金額は、当行が定めた範囲内とします。
- (3) 振込機により振込むときに、振込金額と前記2による振込手数料金額の合計額が貸越極度額を超えるときは振込むことができません。

6. (預金機による返済)

- (1) 預金機を使用して返済するときは、預金機にローンカードと現金を挿入して操作してください。
- (2) 預金機による1回あたりの返済は当行の定めた枚数による金額の範囲内とします。

7. (支払機、預金機、振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機、預金機による払出し

または返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードにより払出または返済ができます。ただし、払出しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。

- (2) 前項により払出または返済する場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、ローンカードにより払出したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

8. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを紛失したとき、または氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって取引口座開設店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、再発行に関しては、当行の定めるローンカード再発行手数料を支払ってください。

9. (暗証照合等)

- (1) 当行の支払機により、ローンカードを確認し、払出操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いましたうえは、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機による場合も、当行および提携銀行の責任については同様とします。
- (2) 当行の窓口においてローンカードを確認し、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前項と同様とします。

10. (解約等)

- (1) つくば教育カードローン契約を解約または終了する場合には、ローンカードを取引口座開設店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを返却してください。

11. (ローンカードの有効期限)

ローンカードの有効期限は、つくばカードローン契約書(以下「契約書」という)に定める契約期限とし、契約書に基づく当行との約定によりつくばカードローン契約の解約または終了した場合には、それ以降使用中のローンカードは無効とします。

12. (譲渡、質入れ等の制限)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、契約書および次の当行規定により取扱います。

- ・つくばカードローン規定
- ・定期預金規定
- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・積立式定期預金規定
- ・振込明細帳利用規定
- ・当座勘定規定

14. (規定の変更)

当行は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、銀行のホームページにおける公表その他相当な方法で借主に周知したうえ、本契約を変更することができるものとします。

- (1) 契約の内容が借主の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上